

大唐天宝元年の戸口統計の地域的考察

日野開三郎

【要約】 天宝末以前に於ける唐の戸口統計は租税台帳たる計帳によつて行はれてゐた。天宝元年の統計を地区別に検べるに、富裕な先進地ほど戸口率が高く、貧窮な後進地ほど戸口率が低く、一戸の平均が一・二口の州さへあつて、計帳の記載が決して精確なものではなく、地域によつて精粗の甚しい差があつたことを知る。そしてそれは丁口を対象として均額に課せられる税や役が富裕な者にとつては軽く、貧窮な者にとつては重いので、貧窮な州ほど戸や丁口を事実より少くして計帳を作り中央に報告し、中央も此れを認容してゐたからである。州や県は此の計帳とは別に更に事実に近い自己使用の別の籍帳を有してゐたと推測せられるが、その州県の籍帳さへも隠田や戸口の隠匿が多く、決して精確なものではなかつた。況んや計帳は更に不精確であり、従つて戸口統計の数的精確さは信頼出来ないものである。

緒言

本稿は先に発表した拙稿「天宝末以前に於ける唐の戸口統計」^①の続編をなし、更に後日発表予定の「大唐貞観十三年の戸口統計の地域的考察」に連るもので、初めこれらを一括して稿を成してゐたのであるが、紙幅の都合上三篇に分つたので、三者は互に密接に連関し合つて居り、此の点予め諸賢の御諒恕を希つておく。尚前篇発表より現在迄約二年を経過し、その間の再考覆案によつ

て卑見の多少是正せられた部分も無くはない。若し本稿の所説で前篇の所論と吻合せぬ所ありとすれば、それは本稿の所説を以て前篇を是正したものと諒承せられたい。

新旧両『唐書』の地理志に依れば、^②唐は太宗の貞観元年（六二九）、天下を十道に分ち、降つて玄宗の開元二十一年（七三三）、山南・江南二道をそれぞれ東西に分つて四道とし、別に関内道より京畿、河南道より都畿、江南道より黔

中の三道を分置し、都合十五道とした。府州県の総数は貞観十三年（六三九）の定簿の際に三五八府州・一五五一県、開元二十八年（七四〇）に三二八府州・一五七三県を計へたと云ふ。新旧両志には各府州毎にその戸口数を挙げてゐるので、それらの府州別戸口数を合算して道別戸口数を出し、それに基いて戸口統計の地域的異同乃至特色を或る程度迄追究することが出来る。州別戸口数は前後二回分の調査が掲げられて居り、前回分は貞観十三年のものと推断せられるのに対し、第二回分は『旧唐書』の地理志に天宝として記されてゐる外、新志にもその劈頭の京兆府の条に天宝元年のものなりと明記せられてゐる。新旧両志の府州別戸口数を逐一対比するに、大部分は殆んど一致してゐるが、間々相違のあるものが見出され、何れか一方に誤伝数字を含まれてゐるものがあることが知られる。又所伝の数字は両志が完全に一致してゐながら然も常識的にそのまま信じ難いものも若干見出され、数字の誤伝は唐書作成以前から既に生じてゐたものにあつたことが窺はれる。全国約三百州の中からさうした誤伝の疑ひのあるものを引出せば可成りの数となる様であるが、それら個々の州の疑ひを解く手掛

りは得難いので、此所では主として通覧に便利な記述体裁を整へてゐる新志の數に従つておくこととする。かうした若干の誤伝数字の混入は文字通りに正確な資料の作成を妨げては居るが、多数の州を包括する広大な道地域の全体から見れば大勢を探る参考資料の成立をも不可能とする程のものではない。更に三百余州の中には戸數のみで口數の所傳のないもの、戸口數共に所傳のないものも可成りあり、それらの多くは天宝以後に設置の州か、又は辺僻に偏した小州であるが、かうした州は所傳を逸したのより初めから伝ふ可き統計を有たなかつたものが多かつた様である。戸數關係の考察に於いては戸數のみの州をも活用しなければならぬが、口數や戸口率等の考察に於いては役立て得可くもない。尚面倒な問題として天宝元年當時は存在してゐて統計戸口を有し乍らその後廢省せられて所傳數字を失つたもの、中原要地の州として一貫存続し乍ら統計數字を失つてゐるもの等が僅かではあるが雜つてゐて、統計の精確な作成を妨げてゐる。

道下の州數・州名は新旧両志で必ずしも一致してゐない。新志では劔南道下の合・渝二州が旧志では山南西道下に置

かれ、又逆に旧志に劔南道下に置かれてゐる閬・果・扶・文四州が新志に山南西道下におかれてゐるのは名数不一致の一例である。此れは道の境界沿ひの州が時に所屬を変更せられたために生じた喰違ひで、道制そのものを研究対象とはしてゐない本稿では、かうした場合すべて新志に従つて統一しておくこととする。州数の不一致は此の様な道への隸屬關係の変更によるものの外、辺境諸道に於ける領域の展退によるものもあり、後者の場合は戸口数の所伝あるものは悉く加算することとする。更に州下諸県の割併撥還の問題も正しくは考慮しなければならぬのであるが、実際には省略する外ない。

以上の如く考へると、天宝元年の統計として今日に伝へられる州別戸口数から算出した道別戸口数はかなり精確を欠くものとなるが、他に正誤す可き方法のない以上、此れを活用して戸口統計の地域的諸問題を大勢的に把へて行く外ない。そして此のことは貞觀十三年の統計に就いても略々同様である。

一、戸口統計とその時代的背景

上述の方針に従つて天宝元年の州別統計戸口数を道毎に合計し、道別戸口数を表示すれば左の如くである。此の作

天宝元年道別戸口数

道名	州数	戸数	順位	口数	順位
京畿	六	五,七,四,五		三,一,五,一,九	
鄴畿	二	二,四,一,二〇		一,四,五,八,四	
關内	三	二,九,七,七〇		一,五〇,四,七〇	
河南	七	一,五,九,四,四一		九,八,三,八,七	
關内(含京畿)	七	八,七,一,五		四,六,四,七,六	四
河東	元	一,八,三,六,一	一	二,二,六,六,五	一
河東(含鄴畿)	六	六,〇,五,一	六	三,七,三,三,七	六
河北	二	一,四,七,〇,三	二	一,〇,三,〇,七	二
淮南	三	二,二,三,三	三	五,五,三,三	三
江東	三	元,〇,五,六,三	八	二,二,五,二,〇	八
江南	六	一,〇,一,四,五〇	三	六,六,五,七,七	三
江南(含鄴畿)	六	五,三,〇,七,九	七	三,六,三,七,三	七
黔中	三	(六,五,四,三)	十三	二,九,七,七,九	十三
劍南	四	六,三,一,三,三	四	四,〇,三,五,三	五
山南東	六	三,四,八,四,四	十	一,五,〇,七,一	九
山南西	七	二,七,五,四,八,三	十一	九,四,〇,六,〇	十一
嶺南	七	(二,七,五,四,八,三)	九	一,〇,五,一,六,六	十
合計	二,九	(八,七,四,〇,七,三,九)		五,〇,六,三,三,三	

表に就いては若干の説明を必要とする。先づ第一に、京畿・都畿は行政的に見れば紛れもなく独立の一道で、関内・河南等に対立してゐたが、地域的には関内・河南の道域内に包括せられてゐたので、本稿に於いては京畿を関内に、都畿を河南に一括して考察するのが妥当と思はれ、よつて兩畿及び関内・河南の四道内各戸口数は枠外に表示し、枠内には此れを二道に統合したものを記入した。従つて道は十三に整理せられたわけである。爾後の考察も此の方法に従ふ予定である。尚京畿・都畿は兩京の爲めに特設せられた別格的な道で、道下の州数は六と二との少数であるが、京兆・河南の兩府は共に帝京として二十県の多数を領し、戸数も三十万と二十万との多数を擁してゐた特殊な州であつた。第二に、江南と嶺南とは戸数のみ挙げて口数のない所があり、此の戸数をも加算したのが括弧内の数字である。第三に、此の表は三百余州、八百数十万戸、五千余万口の大莫大な数字を転写累算して作製したので、その間に若干の誤りなきを保し得ないものである。依拠史料に散逸や誤伝のあることを併せ考へると、此の表の精密度は可成り低められてゐる恐れがあるが、現在の所、地域的考察の唯一の

具体的資料として最も重要視す可きものである。

表の全国統計総戸数は、戸口数兩存の州のみに就いて云へば八百五十九万余、戸数のみ伝存の州を加ふれば八百七十四万余となるが、別に天宝元年の戸部計帳総戸数として伝へられてゐるのは八百五十二万余で、右兩数字の何れとも一致しない。誤伝・誤算による喰違ひであらうが、戸口兩存州のみの総計が所伝の総戸数に近く、僅かに七万余（〇・〇八%強）の誤差にすぎないのは、当時の戸部計帳管戸の計算が戸数だけの州を除外してゐたのではないかとの推想を抱かせると共に、表の精密度が決して恐れられる程に低くはないことも知らしめるものである。

天宝元年は唐の建国から百二十余年を経、英主玄宗の治世三十年目に当り、唐朝の国威が最も耀いてゐた時で、然もその十三年後には安祿山の大乱が勃発して忽ち国威を失墜してゐるのである。此の表が唐朝全盛期のもので、そこに大唐の建国以来の経世策が充分反映してゐるであらうことは容易に察せられるであらう。以下、右の統計表により唐朝全盛期の計帳戸口の大勢を考察する。

二、道州別戸口率

先づ最初に取上げたいのは戸口率の問題である。先掲の戸口数表によつて道別平均戸口率を算出し、又道下一州の最高最低両戸口率をも検出して表示すれば下の如くである。表の全国平均戸口率五・九弱は同じ此の年の戸部計帳戸口数として伝へられてあるものから算出せられる戸口率五・七強^①に比して稍々大きく、此所にも誤差が見られて表の精密性欠除を示してゐるが、大勢を知る参考資料として活用するに差支へるほどであるとは思はれない。全国の平均戸口率五・九の基本線に対し、各道の平均率は最高六・九から最低三・六迄、殆んど二倍に近い開きを以て上下に大きな差を有し、道平均が必ずしも一様に全国的基本線に接近してゐないのは注目す可き問題である。かうした道別戸口率の著差が家族制度の地域的著差をそのまま反映したものであるか、それとも無関係なものであるか、此の点が問題の焦点となる。所で戸口率の著差は諸道間よりも諸州間に於いて更に甚しく現れてゐる。道の戸口率は道内の多数の州を平均したものであるから、州に比して道の率差が縮少

道 別 戸 口 率

備 考	全 国	山	嶺	劍	隴	山	黔	閩	淮	河	江	河	江	河	河	閩	都	京	道
		西	南	南	右	東	中	内	南	東	東	南	西	北	南	南	畿	畿	名
1 河北の最高率(深州)は過大の疑ひがあり、 第二位(貝州)を添示した 2 江西の最高州(吉州)は新旧志の間に大差 があるので?を付した	五・九弱	三・六弱	三・八弱	四・四弱	四・四強	四・七強	五・五弱	五・七弱	五・八強	五・九強	六・〇強	六・一弱	六・四強	六・九弱	六・一強	五・六弱	五・五強	五・八弱	道平均
		13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1					順位
	一〇・四強	五・九強	七・二強	六・九強	一〇・四強	六・四強	七・五強	八・二強	七・〇弱	六・六強	八・三弱	七・六弱	八・九強	一八・四強 (八・三強)	七・六弱	八・二強	六・一弱	六・七強	最高州
	一・二弱	二・七弱	一・五弱	一・二弱	二・六強	三・八弱	四・四弱	三・二弱	五・〇弱	二・五強	二・二強	三・二弱	四・二弱	三・五弱	三・二弱	三・二弱	三・九強	五・四強	最低州

して来るのは当然であるが、それにしても常識的に到底考へられない一戸一・二人の最低から最高十人余の州に至る迄、その開きの余りにも大きいのに驚かざるを得ない。諸道間の戸口率の著差はかうした諸州間の更に甚しい著差によつて生じてゐるのであるから、両者は聯関的に考究せらる可きであり、且つその手順は道の下部構成単位たる州より推進して行く可きである。そこで翻つて先表により諸州間戸口率の著差を仔細に検討するに、少くとも次の五点が注意せられる。

先づ第一に、著差は全国的な比較を俟つ迄もなく、同じ道内に於いて認められる。例へば平均戸口率四・四の劔南道の最高は六・九、最低は、一・二、平均三・八の嶺南道の最高は七・二、最低は一・五で、共に五倍前後の開きを有し、その他も淮南・黔中・山南東の三道を除く外は二倍以上の開きを有してゐる。

第二に、此の著差は隣接する州の間に於いてさへ屢々現れてゐる。その例は表に出てゐないので補足すると、例へば劔南道に於いて連接してゐた合・龍・普・滄等四州の戸口率はそれぞれ一・二、一・四、二・九、四・〇で、何れ

も低率であるが三倍以上の開きがあり、又河北道の貝・衛二州は八・三と五・九とで、共に高率乍ら二・四の大きな開きがあり、他道に就いても同様の例は少くない。寧ろ隣州同率の例が殆んどない状態である。

第三に、各道最低州の戸口率は淮南の五・〇、黔中の四・四、江西の四・二を除く外、他の十道は悉く常識を外れた四以下で、中には劔南の一・二、嶺南の一・五の如き理解し難い州さへある。一・二は合州で、六六、八一四戸対七七、二二〇口、一・五は羅州で、五、四六〇戸対八・四一〇口となつてゐるが、数千或は数万に及ぶ一州の戸数が平均一・五人以下の家族であつたとは現実的に到底考へられない。かかる統計率は統計が扱つた戸の実体よりも統計そのものの内容を疑はしめるに足る。

第四に、各道の最高州の戸口率は区々ではあるがその比差が割合に少い。独り飛抜けた隴右を除けば、八口台が四道、七口台も四道、他の四道は七口未満であるが山南西道の五・九口の外は六口台であるから、最高率は割合近似してゐたと云へる。

第五に、平均戸口率の高い道は概して最高・最低州の率

も高く、平均の低い道は最高・最低州の率も低い傾向を示してゐるが、然しそれは傾向として云へることであつて、個々に就いては相当の出入りがあり、平均の高い江東の最低州が二・二、平均の低い嶺南の最高が七・二にも達してゐる例さへある。戸口率の比差に見られる以上の諸特色は此の比差の由つて生じた所以を探る有力な手掛りとなる。

統計に於ける戸口率の比差は、実際に比差が存在してゐたか、又は実際の比差とは別に統計そのものが杜撰であつたか、その何れかに由つて生じた筈である。実際には双方の重複的なものもあり得たわけであるが、要素は此の二つに絞られる。そこで此の場合の比差の由来を考へるに、上述の五点に達するその特色からして、それが統計の杜撰によつたものであることが知られる。

実際の戸口率の著差の存在とは家族の大小、延いては家族制度の顕著な地域的相違の存在を意味する。氣候・風土・物産・民俗・言語その他に著しい差異を有つた諸地域を内包し、後進諸民族に牙接する辺地から繁華を誇る先進の中原に跨る広大な中国の家族制度が一律に一定型を成してゐたとは速断し難く、又その地の経済力が家口数の大小に及

ぼす影響も考慮しなければならぬが、然し仮にさうした相違があつたにしても、それは中国を大きく北・南・奥支、若しくは中原・辺境等に分つた場合に有り得ることで、案件の殆んど同じ隣接小地区間には考へられない。所が戸口率の比差は隣接の諸道間のみならず、小地区たる隣接諸州間に於いても一層顯著に著れており、比差の由因が実際の戸口比よりも統計上の杜撰にあつたことを示してゐる。

戸口率の比差が実際の家族制度の地域的差異に由るものであつたとすれば、それは隣接の州道間に漸移的に現れ、遠隔化するに従つて比差を顯著化してゐた筈である。先表を見るに、道の平均率が東北（河北・河南）東南（淮南・江南東西）に於いて高く、西北（関内・隴右）奥地（山南東西・劔南）や嶺南に於いて低く、大地区間に分れて共通の傾向を有してゐるのは、可成り右の条件に近いので、かうした大地区間には或る程度の家族制度の相違があつたのではないかと考へが生れて来るが、然し又各道共にその平均戸口率の大小に拘らず、概ね七以上、少くとも六を越える高率の州が必ず含まれてゐて小家族口数が必ずしもそれら諸道内の全般的型態でなかつたことを明証してゐるから、実

際戸口率の差を統計戸口率の差の由因として大きく見ることとはやはり控へなければならぬ。

平均四人未満の家族より成る地域社会を中国に想定することは常識的に許されないのであらう。統計戸口率が実際の戸口率をよく反映してゐるものであつたとすれば、先表中には四未満の戸口率は殆んど出て来ない筈である。然るに道内最低州の戸口率は十三道中の十道迄が四未満で、中には一・五乃至それ以下のものさへあつて、州内全戸数の過半を独身の一戸であつたと解しなければならぬ極端な例さへあるのは、此の統計が實際を離れた杜撰極まる州を多く含んでゐたことを示す。四未満の州は各道共に最低の一州に限られてゐたのではなく、他にも並存し、道によつては夥しい数に上つてゐた。道としての平均戸口率に四未満のものも二例も見出されるのは、管内諸州の殆んど挙げて杜撰な統計しか作らない道さへあつたことを示す。つまり戸口統計は道州によつてその杜撰さに甚しい相違があり、中には殆んど出鱈目に近いものさへ少くなかつたのであつて、道州間に於ける戸口率の著差もその主因は此所に在つたと推定せられるのである。

戸口統計は税役台帳たる計帳に依つて行はれてゐた。此の時代の税役は丁口対象のものが主であつた。百姓は此れを免脱する為に先づ一戸を挙げて計帳から隠漏し、著帳せられた戸は戸内の口を隠漏することに百法努力した。統計の杜撰は計帳の杜撰を意味し、計帳の杜撰は戸の隠漏、著帳戸内の口の脱漏と聯関してゐたと考へられる。税役の扶養控除は殆んど期待出来ず、又詭戸の有利性も發展してゐなかつた当時として、戸口統計の杜撰は統計戸数及び戸口率を實際よりも低減化せしめる方向をとり、逆に高増せしめることは有り得なかつたと云へる。平均戸口比が全国の一・九より低い道州は、それが低いほど大体に於いて統計が杜撰であつたと云ふ可きで、さうした道州に於いては戸口率(漏口)のみならず、實在戸数に対する統計戸数の率(漏戸)も成績が悪かつた筈である。又架空人員の付込みが考へ難い以上、七人を超える高戸口率も、誤伝と思はれるものは別として、必ずしも事実を上廻る統計上のみでの高率と見る要はなく、寧ろ当時の計帳上の家族が平均的にはさうした規模を有してゐた証佐と見て差支へあるまい。全国的に相当の漏口を含み乍ら尚天下の平均戸口率が五・

九にも達してゐたことから推せば、計帳戸の實際平均口数はこれを上廻つてゐた筈で、先にこれを七人前後と推定した論拠も此所に立つたものである。諸道に見出される八を越える州や、河北の六・九に及ぶ一道平均の戸口率も強ちこれを否定すべきではあるまい。但し統計上の戸は籍帳上に於いて一戸とせられてゐたもので、敦煌出土の戸籍から推せば二或は三世帯に分ち得る戸があつた様である。推定實際戸口率約七に対し、統計戸口率の低いものはそれだけ粗漏であつたわけである。

実際には大した差異のなかつた筈の隣接諸道州間の戸口率が統計上で顕著な差を示してゐるのは、道州共にその統計に極めて粗漫なものと比較的厳格なものがあつたことを示す。此の厳漫の相違がその道州長官の方針に影響せられてゐたことは紛れないにしても、只彼等の方寸によつてのみ決せられてゐたとは見難い。天宝時代の道は中央の統督を受け、州は道の監督を受け、従つて道州の長官はそれぞれ国家乃至道の大方針を体しつゞ道州の行政を運営してゐたのであるから、統計の厳漫も、その道州それぞれの事情や長官の個人的性格から割出された方針の外に高次の立

場から打出された国や道の方針が大きく織込まれて決せられてゐたと解しなければならぬ。徴税成績に大きく影響する計帳の厳漫が中央或は道の指示若しくは認許なくして道州それぞれ勝手に決せられた筈はない。然らば此の厳漫の最後の決定を与へた基準は何におかれてゐたか。計帳に関する此の問題の解答はやはり税財制の面に求む可きで、それには尚此の統計に関する他の問題点を検討しておく必要がある。

三、道別一州平均戸数

天下十五道を地域的見地から十三道に直し、先表の戸口数表によつて各道別に一州の平均戸数を算出し、此の平均戸数の順位と戸口率の順位とを知るために先の道平均戸口率を併せ記して表示すれば左の如くである。開元二十八年の全国三百二十八州の県数は一千五百七十三で、一州平均県数は四・八となるが、京兆・河南の兩京府は共にその四倍以上に當る二十県を領し、戸数も全国平均二万七千余に十数倍乃至数倍する三十六万余と十九万余とを有してゐるので、これを平均中に突込んだ關内・河南兩道の一州平均

道別一州平均戸数

全 国	黔 中	嶺 南	隴 右	山 西	山 東	劔 南 (含京畿)	閩 内	淮 南	河 東	江 西	江 東	河 北 (含都畿)	河 南	道 名	一州平均戸数	平均戸口率	順位	
																	戸数	率
二七、五七三	二、二六四	五、五三六	六、九一六	一六、二〇五	一八、〇四七	二六、六三五	三〇、〇五三	三二、五四九	三五、〇二八	三五、六〇三	六一、一九二	六一、九七一	六四、二六〇					
五・九弱	五・五弱	三・八弱	四・四強	三・六弱	四・七強	四・四弱	五・七弱	五・八強	五・九強	六・四強	六・〇弱	六・九弱	六・一弱					
	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1					
	8	12	10	13	9	11	7	6	5	2	4	1	3					

戸数は帝京内包による特殊な率の上向があつたわけである。表に依るに、十三道の中、六万戸台が三道、次は降つて三万戸台が四道となり、以上七道が全国の平均を越え、あと

は二万戸台が一道、一万戸台が二道となり、三道が一万戸未満で、此の六道は全国平均以下である。此の平均戸数の順位を戸口率の順位と対照するに、完全ではないが頗る相応じてゐることが認められる。即ち戸数が全国平均を抜く三万戸台以上に達して十三道中の上半位を占める七道は、戸口率に於いても、多少の前後はあるが、大体相似た順位を以て上半を占め、且つ戸数六万台の第一級三道は戸口率も全国平均を抜く六以上、三万台の第二級諸道は、江西の六・四を除く外、五・九乃至五・七で全国平均率に前後してゐる。下半位の六道は上半位程整つた対応はないが、劔南・黔中二道の顛倒を除けば略々相似た順位となつてゐる。此の様な対応関係を偶然とするは適解でなく、両者の間に密接な聯関ありと見る可きである。

道の総戸数の多少は道の面積と住民の密度とによつて決定せられる。同じ一道と云ふもその広狭には甚しい懸隔があつた。同様に道下の州にも広狭があり、従つて州の戸数の多少もその面積と住民の密度とによつて決定せられてゐた。統計に加へられた一道の州数は平均二十四余となるが、個々に見れば嶺南の七十を最多、淮南の十二を最少として

区々様々であり、州数の多い道は少い道に比し、その割合のままではないにしても、その面積は概ね広がった。此のことは州の面積が山川草漠その他の事情で個々の差を有し乍らも、大観すればその間に或る程度の時代的な基準があつたことを意味する。寧ろ道州は戸口数の増加に従つて細分せられる傾向があつた様にさへ思はれる。州を個々に見れば三百二十余の間に於ける広狭の差には相当甚しいものがあつたにしても、平均二十四強の道下諸州から割出した一州の平均面積は可成り接近したものとなつたであらう。勿論、精密に接近したものは云へないが、突飛な相違のあるものでなかつたことは断言して差支へないであらう。果して然らば道内の一州平均戸数の多少はその道域の人口密度を窺ふ或る程度の参考となるであらう。勿論、全国的に高率の漏戸を有し、且つ道州によつてその取締りに嚴漫の差のあつた杜撰な計帳に基く平均戸数の多少がそのまま密度を示してゐたと見るは許されないが、然し又僅かに二千余から六万五千に至る平均戸数の多少が密度と關係なく専ら面積の広狭のみに依つてゐたと見るのは一層許されない。大観して州の平均統計戸数の多い道が概して密度も大

きく、その大小を以て密度を探る或る程度の指標となし得るものと云へよう。所で道の平均統計戸口率の大小は此の平均戸数の大小と略々対応してゐたのであるから、統計戸口率も亦住民密度の大きな地域の道に於いて高く、小さい地域の道に於いて低かつたこととなる。

人口の密度は又その地域の経済と密接な關係をもつ。特殊な場合もあるが、一般的に云つて人口密度の大きな地は経済力の大きな發展地であり、密度の小さな地は後進未開發地であつたと見て大過ない。従つて平均戸口率の大小はその道の経済力の大小にも対応してゐたこととなる。事実、先表に示された平均戸数及び戸口率の大きな道は、河南・河北・江東・江西・淮南乃至関内・河東等、何れも先進發展地であり、然も此れら諸道内に於いても辺境部分に在つた経済力の弱い州は、表に示す如く、戸数五千台以下、戸口率四程度以下となつてゐて、上述の關係をはつきり浮き出させてゐる。安史の乱を期としてそれ以後の北支の経済的比重は年々急速に低下し、南支に重心が移つて行くが、此の乱以前には、既に淮浙江湖の比重が著しく増大しつつも、尚中原として歴史的に最先進地たる北支の経済的比重

北支三道内在辺州戸数・戸口率

備考	河内	河東	河北	道名
類似の州は尚あるも二例宛に制限	安北	蔚	營	州名
	二、〇〇六	五、〇五二	九九七	戸数
	単于 二、一五五	雲 三、一六九	三・五弱	戸口率
	三・二弱	二・五強	三・八弱	
	三・七強	四・一強		

明於体用策」に元和長慶頃の「大費根本在江淮矣」のこと
を論じて

- (イ) 隴右・黔中・山南已還。塿瘠膏薄貨殖所入力不多也。
- (ロ) 嶺南閩蛮之中。風俗越異。珍好繼至。無大贍也。
- (ハ) 河南・河北・河東已降。甲兵長漬。農厚自任又不及也。
- (ニ) 江淮保全則四嚮賦稅輪肩摩轂擊。関中坐固而根本不揺。

と述べてゐる。隴右・黔中・山南方面が地力最も弱く、嶺南方面も珍異舶来の地ではあるが地力は弱く、河南・河北・河東方面は藩鎮跋扈の爲め国用に役立たず、江淮が国家最頼の財源地であつたことを知る。東南の富饒を述べた記

が大きく保持せられ、殊に河北・河南(今の山東を含む)の平原地帯は経済的要地として河東・関内の政治的要地と対応してゐた。

『文苑英華』^{卷八}_{八四}

羅讓の「才識兼茂

事は頗る多く、白居易の「除裴堪江西觀察使制」に、「江西七郡。列邑數十。土沃人庶。今之輿区。財賦孔殷。国用所繫」とあり、杜牧の「李納除浙東觀察使兼御史大夫制」に、「提封七州、其間鹵稅魚塩衣食半天下」とあり、呂温の「代百寮賀放浙西租賦表」に、「以天下經賦首於東南」とある等はその数例である。『文苑英華』^{卷四}_{二六} 編制・南郊改元赦文(長慶元年正月三日)に、「其江淮諸道県戸一万已上、稅錢五万貫已上。皆謂之大県」とあるのも江淮の雄富を伝へたものである。羅讓が最も塿瘠なりと論じた隴右・黔中・山南の諸道中でも山南は殊に貧弱で、『資治通鑑』^{卷二}唐紀・興元元年三月の条に

山南地薄民貧。自安史以來。盜賊攻剽。戸口減耗太平。雖節制十五州^{梁・梓・興・鳳・通・渠・果・金}。租賦不及中原數界。

とある如く(財力の耗弱を安史以來の混乱に因るとあるが、乱の被害は殆んど全国的に波及してゐたのであるから、根本的には地力の貧弱による)、此の方面からの稅収に多きを望むことは出来なかつた。以上の諸記事は何れも安史の乱以後に就いて述べたものであるが、以前の狀態も相似たものであつた筈である。河北・河南は本来中国最大の蚕絲業地として開

え、農穀・魚塩の利にも恵まれた富饒地で、天宝以後は先掲羅讓の策文によつて知られる如く、国家の財収に寄与しなかつたが、天宝以前は兩都への最短補給要地として役立つ可き地であつた。天宝末以前の大唐帝国の財政的基盤は当然河北・河南・淮南・江南東西等の雄富地、わけても兩都補給に近便な河南・河北におく可きであり、かくしてこそ国運の隆昌を期し得たのである。逆に隴右・山南の如き貧瘠地は重税をさけて民生の安定をはからねばならなかつた。遠隔未開の嶺南は道内官吏の任用に特別制度を認めてゐた外、『六典』^三卷戸部の税役の条に

凡嶺南諸州稅米者。上戸^四以上一石二斗。次戸^七以上八斗。下戸^八九^九等六斗。若夷獠之戸。皆從半輸輕稅。

とある如く、税制も亦租庸調とは別の戸等差額制を施さ、従つて戸内口の調査は他道の如く徴税と深い關係を有たず、更に『旧唐書』^八卷三地理志・序文の十節度使の条に嶺南五府経略使（嶺南節度使の前身）の財源に就き、「輕稅本鎮以自給」とある如く、その自給自足を道政の原則としてゐた。此の様に財政上最も重要な河南・河北・江淮等の雄富諸道の戸口率が何れも最高位の列に入り、財源地として期待せ

ず、又期待す可くも無かつた隴右・山南・嶺南等の貧瘠諸道の戸口率が何れも最低位の列に属してゐる事實は、戸口率の高下がその地方の経済力、延いては国家の財政と極めて深い關係に在つたことを認めしめるに足るであらう。

四、道別戸数

道の戸数の多少は、住民の密度の外にその道域の広狭によつても大きく支配せられ、然も此の道域には十二州乃至七十州の大差があつたのであるから、総戸数の多少を以て直ちにその地域の發展度や重要度を評定することは出来ない。經濟的發展の度合を或る程度標示する道下一州平均戸数（密度）を参照してその道域の重要度を考へる必要がある。そこで此れ迄の諸表を綜合し、一州平均戸数の順位に各道を排列し、その道別戸数を記し、更に平均戸口率をも配して表示する。此の表によつて一州平均戸数が三万以上で全国平均を越し、戸口率も略々同様の上半位七道迄をとると、関内・河東・河北・河南の北支四道と江南東西・淮南の南支三道となり、その重要性の明かな此の七道の戸数総計は約六百九十万戸に達し、天下総戸数八百七十余万

戸口統計道別諸關係

備考	全	嶺	嶺	隴	山	山	劍	閩	淮	河	江	江	河	道	
	國	中	南	右	西	東	南	内	南	東	西	東	北	名	
							(含京畿)						(含都畿)		
括弧内は戸教のみの州がある道の場合の戸口兩依の州数	州数	三七 (三八九)	七〇 (四三三)	九	一七	一六	壹	七	三	六 (一六)	七	六	二	元	
	均一州平戸数	二七、七三三	二、六四四	五、五五六	六、九一六	一六、〇〇五	一八、〇四七	二六、六六五	三〇、〇〇三	三三、五九六	壹、〇二六	壹、〇三三	六、一九三	六、六二〇	
	順位		13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	平均平戸口率	五九弱	五五弱	三八弱	四四強	三六弱	四七強	四四弱	五七弱	五八強	五九強	六四強	六〇弱	六九弱	六一弱
	順位		8	12	10	13	9	11	7	6	5	2	4	1	3
	戸数	八、七四〇、五九元 (六、五七七五)	元、四三三	三、七、四六	一三、四三三	二七、四六	三四、八四四	九三、三三	八七、九五	三九、五三	六〇、五一	六五、三三	一、一〇、四〇〇	一、四八、七、三三	一、八三、五、一
順位		13	9	12	11	10	4	5	8	6	7	3	2	1	

の殆んど八割に近い。更に北支四道をとつて見れば約四百五十万戸で、天下総戸数の五割五分に近く、南支三道は約二百十万戸で、総戸数の二割五分に近い。又道戸数の最も多い河南・河北の二道五十三州の戸数を計算すると、約三百三十五万で、総戸数の四割に近い。統計戸数を通じて見た場合、開元・天宝時代の唐の国家的基盤は河南・河北の二道を中心とする北支四道に置かれ、併せて江淮三道を重要な支柱としてゐたことが明かとなる。統計戸数は税役台帳たる計帳上の戸数であるから、統計戸数の多大は計帳戸数の充実を意味する。然も此れらの計帳戸数が充実してゐた地域は平均戸口数の高位によつて標示せられてゐる如く経済力の大きな発展地であり、又戸口率の高位が示す如く戸数の割合以上に口数が多く、従つて税役対象たる丁口も割合多かつた筈の地でもある。唐の国家的基盤は正に此れらの諸道に在り、然もその国家に於ける比重は戸数に於いて占める八割の率を更に上廻つてゐたと見なければならぬ。此の七道以外では総戸数の一割を越える九十三万余戸を有つた劍南道が道域も広大で稍々重く見受けられるが、戸口率の低い点は注目して割引きす可きであらう。他の五道は

この戸数を合して総戸数の一割三分程度の百十余万にすぎず、平均戸数少く、戸口率低く、全く論ずるに足らぬ。殊に関内道に西隣して辺防上に重要な地位を占め、隴右・河西・安西・北庭等の諸節度使下に重軍を配せられてゐた隴右道の如きは、道下十九州の統計数が合計十二万余で、全道を挙げて河北の一大州(魏州十五万余・滄州十二万余)に及ばず、又河北・河南・江東の平均二州分にすぎず、然も一州平均戸数・戸口率共に甚だ低少で、財力的には問題にならぬ地であつた。玄宗治世下の盛唐が安祿山に河北を奪はれ河南を犯されるや忽ち興亡の岐路に追ひ込まれたのは河北・河南の重要性から当然であり、苦心の末漸く再起し得たのは張巡・許遠の奮闘で江淮が唐朝に保たれたからであり、安史の乱に衰弱した唐が乱中より宝応・広徳・貞元にかけて屢次にわたる吐蕃の追討的攻略によつて隴右全道を喪ひ、そのために西よりする脅威に絶えず戦き乍らも、經國の面にはさほど困窮してゐないのは、国力の源泉として隴右道の有してゐた比重が正に九牛の一毛の如くであつたからである。

五、戸部計帳と州県籍帳

戸口統計の依拠資料とせられた計帳は手実と共に毎年県毎に作られ、又此の手実・計帳に基いて三年毎に戸籍が作られ、かくて出来上つた計帳・戸籍は共に県・州及び尚書省(戸部)に留備しておく定めであつた。作製の目的やその性格を異にする計帳と戸籍との記載事項に異同のあつたのは当然であり、又三年一造と一年一造とから来る記載の有無異同もあつた筈であるが、然し計帳を基礎にして戸籍が作られる定めであつた以上、両者の間に共通の記載事項があり、その記入内容は互に喰違ひのない様に調整せられてゐた筈である。つまり計帳と戸籍とはそれぞれ同じ内容のものが県・州と中央とに備へられ、籍帳間の共通記載事項は喰違ひのあり得ないものであつたのである。中央の施政は地方の各州県から集送せられる計帳・戸籍を基礎にして立定せられたわけで、全国の戸口統計や課丁統計が戸部によつて詳細に計出せられてゐるのは、それが施政の基礎資料として絶対に必要であつたからである。このことは州や県の地方行政に於いても同様で、その基礎資料はやはり

敦煌出土天宝六載籍家口表

戸主名	家口		計	丁	男子		計
	妻妾	寡			中	小	
程智意	二	二	二	一	一	一	二
程大忠	三	一	四	一	一	一	二
程思楚	一	二	三	一	一	一	二
程大慶	九	二	一一	一	一	一	二
程什住	五	〇	五	一	一	一	二
曹恩礼	五	一	六	二	一	一	二
右八等戸計	六	二	八	二	二	二	四
杜懷奉	一	〇	一	三	一	一	二
劉智新	七	二	九	二	一	一	二
陰承光	六	一	七	二	一	一	二
曹懷瑀	八	〇	八	二	一	一	二
□□明	九	一	一〇	二	一	一	二
程仁貞	九	〇	九	二	一	一	二
徐庭芝	六	二	八	二	一	一	二
令狐仙尚	二	〇	二	一	一	一	二
合計	二	二	四	二	二	二	四
合計	二	二	四	二	二	二	四

戸部保管のものと同内容の州県保管の計帳・戸籍による可き筈のものであつた。所が戸部保管の籍帳と同じ内容の籍帳が県にも保管せられてゐたことは紛れないにしても、州県の実際の行政が専ら此の籍帳のみに依つて運営せられてゐたとは解し難い史料が存在し、州県には中央に提出する籍帳と同じ内容のもの外に、それとは全く別のものが作られており、寧ろそれが地方行政の基礎資料とせられてゐたのではないかとの推測を抱かしめる。いはば中央への提出用と地方州県用との二重帳簿の使用が疑はれるのであつて、さうした二重制の由因は詳細に考究す可き問題であるにしても、二重帳簿のうち真实性をより多く有してゐたのが州県用であることは、中央提出用のものが公式用であるのに対し、州県用は州県の自家用とも云う可きものであつたことから容易に推想せられる。以下州県用別途帳簿の存在を想はしめる若干の史料を挙示考説する。

先づ第一の有力史料は敦煌（沙州）方面出土の唐代戸籍である。そのうち同年度のものとして特に

して精確性の大きなものではなく、男子を主とする漏口や偽死による家口の隠匿、男性を女性とする偽性附籍、男性を中心とする年齢の偽瞞等、租庸調その他の税役を免脱する為めの色々な偽瞞に充ち満ちてゐる。先掲家口表の男女比が八等戸は十九人对八十人（四分一弱）、九等戸は十四人对四十四人（三分一弱）、通計して三十三人对百二十四人（四分一強）、と云ふ極めて不自然な割合を示してゐるのは、出土戸籍が如何に偽瞞に蔽はれたものであるかを顯著に露呈してゐる一例である。此の出土戸籍より更に粗略杜撰であつたと推測せられる中央提出の計帳が如何に頼りないものであつたかは思ひ半ばにすぎずであらう。

計帳の杜撰は単に計帳に取上げられた戸の記載の粗略偽瞞として表れてゐただけでなく、更に計帳・戸籍外に漏脱して税役の免脱をはかる所謂漏戸の検括附籍に就いても顯著であつた筈で、その結果として推定千五百万を越える実在土戸に対する統計土戸が唐初には僅かに三百万前後、天宝元年に於いてさへ八百五十余万にすぎなかつたことは先に詳論した如くである。漏戸には全然官の籍帳から免れてゐる者の外に税役を負担しない客戸の中に偽附してゐる者

も少くなかつた。中央に提出せられる計帳・戸籍が税役を負担する土戸に限られ、客戸はすべて除外せられてゐたと、此の客戸を収名してその籍帳を具へてゐたのは末端の県（後には州も関与）であつたこと等は先に述べた所であるが、此の県（州）に収名せられた客戸の中に偽潜してゐる土戸に就いて県は相当その実状を把握してゐ乍ら、此れを正しく土戸に編附して計帳・戸籍に組入れることを敢てしなかつた。『文苑英華』卷七所収の柳芳の食貨論に

略上。人逃役者多浮寄於閭里。県収其名。謂之客戸。雜於居人者。
十二矣。

とて税役免脱をはかる者が計帳（従つて戸籍）から除外せられる客戸の中に偽潜し、県は客戸の名籍を収めてゐながらその客戸を土戸に編附するのは一二割にすぎなかつたとある。有産の客戸はその州県に正式に附籍すれば土戸となり、又此れを正しく土戸として計帳・戸籍に上し税役を負担せしむ可きであつた。有名な宇文融の括戸はかかる有産客戸の検括土戸化を強力に断行したものであるが、開元九年、此の括戸が開始せられるや忽ち八十万の客戸を得て土戸の増加を見た。此の成果が県に収名せられてゐる客戸の帳

簿を手掛りとして得られたものであることは極めて明かで、従来何の手掛りもなくしてかかる速効をあげたとは考へ難い。かく括戸によつて得られた夥しい土戸がそれ迄客戸のままに置かれてゐたのは、県州が敢て此れを土戸にしなかつたため、それだけ中央に提出せられる計帳・戸籍上の戸口数が実際より少くなつてゐたわけである。かうした州県の態度はその管内に於ける漏戸漏口の検括附籍に対する正しい努力をも疑はしめるに足る。つまり中央に提出せられる計帳・戸籍上の戸口の外に、州県内には尙夥しい漏戸・漏口や客戸偽潜の土戸があり、州県は或る程度迄此れを掌管して居り乍ら、それを州県内部の籍帳に止め、敢て計帳・戸籍に上すことをしなかつたと解せられるのである。

帳籍には戸毎にその所有田地の筆数・畝額が記入せられてゐたが、此の田地の記入も頗る粗漏で、記入漏れの隠田や熟田であり乍ら荒田として記入せられたものが多くあり、資産の隠匿方法として此れが相当盛んに行はれてゐた。括戸政策として知られてゐる宇文融の隠漏検括は実は戸のみに止らず、隠丁や隠田・偽荒田等の検括をも併せて強力に推進してゐるのである。所で此の隠田や偽荒の熟田は或る

程度迄やはり州県に掌握せられて居た。然も州県は此れを州県の収掌に止め、敢て計帳・戸籍に上さなかつた様である。宇文融の検田の手掛りが此の州県の帳籍にあつたことは括戸の場合と同様であつたと解せられる。但し州県の収掌する田籍と雖も尙夥しい隠田や偽荒田を残してゐたこと云ふ迄もない。検田は地稅増収の爲めのみならず、客戸を土戸に編附する条件として客戸の有産確認の上からも必要であつた。然し検田は戸口問題と些か離れて来るので此所では割愛し、只田籍が此の様に粗漏で夥しい隠田を見逃してゐた以上、各戸の所有田地の四至が籍帳の上で必ずしも連接しなくなるのは当然で、籍帳田畝の不連接に対し、隠田を抜きにした他の面からのみ説明を加へようとする努力は必ずしも史実を剔抉するものでないことを一言しておく。

以上を要するに、戸部及び州県に具備せられる計帳は県・州が作成してゐた公式の籍帳であるが、州県には別に州県の籍帳が作られており、そこに収掌せられてゐる戸口や田畝は公式の籍帳よりも詳しかつたと考へられるのである。公式の籍帳と州県用の籍帳とは共に隠漏の甚しい粗漏なものであつたが、兩者を対比すれば公式籍帳の粗漏は更

に甚しく、先述の如く、道州によつては一戸一人半程度の非常識な戸口率を示す計帳さへ作られてゐたのである。宋代の州には実行簿と空行簿とが備へられてゐた。実行簿は上より課せられる税役の資料として州が公式に提出してゐた帳簿であり、空行簿とは州がそれとは別に自家用の州政資料としてゐた帳簿である。かうした二重帳簿制は宋代に入つて突然考へつかれたものではなく、計帳戸籍と州県用籍帳として恐らく唐代に既に現れており、長く行政上の慣行となつてゐたものであらう。

六、戸口統計と税役制

天宝元年の戸口統計を地域的に見た場合、政治的・財政的に重要な経済的先進地ほどその調査が厳密に行はれ、逆に未開貧困地ほど粗漫に扱はれ、その結果として諸道州の戸口率に大差を生じ、前者に高く、後者に低くなつてゐたことがその最大の特色であつた。戸口統計は計帳によつて行はれ、その計帳は州県によつて作製提出せられ、更に此の計帳の内容は州県が別に自家用として有する籍帳よりも殊更に粗略に記されてゐたのであるから、戸口率の著しい

差異の存在は計帳の作製方針が道州によつて甚しい厳漫の差を有してゐたことを示す。此の厳漫の差は国家の全体的立場と道州の局地的立場との調節から生み出されてゐたものと見なければならぬが、戸口率の大小が各道州各様で複雑に入り乱れ、その間に通則的な率の段階や地区分けが見出されないのは、それが一定の法令的規準に依つてでは無く、運営上の適宜裁量によつて決められてゐたことを察知せしめる。然らば此の裁量を行ふ最大の判定要素は何におかれてゐたかが問題となる。過去の実績や時代的推移等が大きく参酌せられてゐたことは当然考へられる所であるが、尚よく検討する必要がある。戸口率の低小、即ち漏口の甚しい計帳の裏には戸の隠漏の甚しさも伴つてゐたわけだ、かうした計帳に於ける戸口の隠漏は、根本的には民戸の税役免脱をはかる執拗な戸口隠漏策に由るが、直接的には州県の中央への報告用戸口数の削減策に由つてゐたのであるから、計帳戸口率の考察は此の州県の削減策に重点を絞つて推進す可きである。

戸口検括の厳密、計帳の精確を期するは、国家に取つて不可欠の要務であり、又その当然努力す可き責務でもある

が、同時にそれは全国諸道州に対し一律公正に行ふ可きものである。然るにそれが蔽漫の甚しい差を有してゐたのであるから、たとへ重課を結果する蔽密計帳は富裕地域に、反対の粗漫計帳は貧瘠地域に対して配慮せられてゐたにしても、決して公正な国務の遂行であつたとは云ひ得ない。

かうした富裕地域の蔽密・貧瘠地域の粗漫に対する理由として、唐朝は最終的には全国的な蔽密正確化を意図しつつも、その当然の手順として先づ富裕な重要財源地より初めて貧瘠地に及ぼさんとし、天宝元年当時は此の富裕地の処置が漸く片付き、貧瘠地には未だ及び得ない段階に在つた為めではないかとの推測が一応生れて来るが、かうした経過的段階と見る解釈は、天宝元年が建国から既に百二十年を経過し、且つ玄宗の長年にわたる積極政治の晩年期に属する大唐隆昌の究極時代であつたことからして到底容さる可くもない。戸口率に標示せられる各道州計帳の蔽漫は寧ろ唐がそれを目標として長らく努力した結果到達した成果であり、その上に極盛時代を築き上げたものと見る可きである。果して然らば唐朝は何故に蔽漫の差を認め、道州の戸口削減報告を受け容れてゐたのかと云ふ疑問が生れる。

計帳が租税台帳として作られるものであつた以上、此の蔽漫政策の所以も当然税役制の面から解明す可きである。

此の時代の税役制は、先づ第一に丁対象・固定均額賦課の租庸調があり、次に戸産の大小を考慮はするが丁対象たる兵役・色役や差役があり、第三が戸産対応の戸税や差料があり、田畝対象の地税があつた。つまり丁対象・均額賦課の税役を中心として戸産対応の税が添へられてゐたわけである。此の課税原則は均田規定との聯関に於いて定められたのであらうが、実際には均田は空文規定に終始し現実の支配的土地関係には影響してゐなかつた。担税戸たる土戸の現実的な土地所有は数歩畝より数十百頃に至る迄各戸各様で、その生産も地方により田に依つて著差があつた。唐初以来戸等制が設けられ、土戸を資産の大小によつて九等に分つてゐたのも、かかる現実に応じたものである。従つて丁対象・均額賦課の税役制が民戸に与へる負担は相対的な意味で富者に軽く貧者に重かつた。均田制なき均額課税は担税力と担税額との均衡を根本から無視したもので、いはば益富削貧、流民誘発の一大作用を發揮する。高宗の頃既に貧丁の庸調を免除する規定が設けられ、降つて玄宗

時代には租庸免除の規定があり、天寶五年に一郷十人の適用限度が三十人に拡大せられてゐるのは、丁対象・均額賦課の税役制が有つ此の様な欠陥に対応したものであらうが、さうした一部少数の免除者を除く他の者の不均衡は如何とも出来なかつたわけである。此の様な欠陥に苦しむ貧丁は貧瘠の地ほど多かつた筈である。国家的社会的見地から此の欠陥をそのままに放任出来なかつたことは勿論で、その根本的対策としては税制の改革以外にないが、それが困難であるとすれば、税役徴取の實際運営の面で調整して行かなければならぬ。

丁対象・均額賦課の税役制に於いては担税力と担税額との不均衡を固々の丁男を対象に調節して行く途はない。然し集団対象によつて調節することは必ずしも不可能でない。即ち貧弱な道州より徴収する税役の負担総額を、その道州内の實在丁男総数から割出される税役の総額より少く決定し、その差額をその道州内に於いて適宜に貧丁の減額に活用せしめるのである。而してかうした調整の操作には二つの方法が考へられる。第一は計帳を一律に厳正に製作せしめた上で、登録せられた戸口数を道州の貧度に応じて割引

く方法、第二は土戸が執拗に狂奔する隠戸漏口の検括や州県の削減報告に対する引締めをその道州の貧度に應じて寛漫に扱ふ方法である。隠漏戸口の検括厳行は必ず土戸の強烈な抵抗を受けて政治的波瀾に迄発展し勝ちであつた。従つて第二の調整方法によるのが無難であり實際的でもあつた。そこで富饒な道州には厳密な計帳を求め、貧瘠の道州にはそれ相応の粗漫な削減計帳を認め、その結果、富裕な道州は戸口多く率も高く、貧瘠な道州は戸口少く率も低い統計現象が現れてゐたものと解せられる。所で此所に問題となるのは諸道州の貧富を何によつてどの様に判定するかと云ふことである。此の判定の要素となつたのは恐らく先に述べたその道州の過去の実績と新に加ははつた情勢の変化とであらう。又その道州長官の手腕や個人的性格等も影響を与へてゐたであらう。管内の税役を軽減するは良吏として称讃せられ、税役の収入を増大するは官吏榮進の道とせられ、長官がその何れをえらぶかはその道州の税役負担額に直ちに影響し、延いては戸口数や戸口率を高下せしめる一因をなしてゐたと思はれる。

丁対象・固定均額賦課の税役制に於いては國家の歳入は

戸丁数の多少によつて自動的に決り、歳出は此れに應じて調節しなければならぬ。所謂量入制出の財政である。国家の歳出が少く抑へられ国民の負担を軽くしてゐる際は戸丁の檢括を寛にして隱漏を大目に見過すことが出来る。貞觀の治を謳はれた太宗の治世が計帳戸数僅かに三百万前後にすぎなかつたのは、税役負担の軽かつたことを示し、それが治世を謳歌せられた所以であつたことが知られる。辺境に常備の大軍を配し、やがて所謂十節度使の發展を見た高宗の晩年から玄宗の治世にかけて統計戸口数が漸増の一途を辿り、殊に武威を輝かした玄宗の治世に宇文融の括戸等が行はれ統計戸口数が激増してゐるのは、歳出の増加に見合ふ増収の爲めそれ迄大目に見過された隱漏偽潜の戸を檢括して計帳戸口の増大をはからねばならなかつたことを示す。此の計帳戸口数の増大が主として経済力の大きな道州に求められたことは必然であるが、かうした国家の増括要請に際し、その道州の長官がどう反応して行くか、その個人的な考へがその道州の経済力の展縮と併せてその道州の戸口率に大きく影響してゐたと考へられる。

隱漏戸丁や偽潜客戸の容認がその道州民の担税額調節の国

家政策に連るものであつたとすれば、その放任は一見道州政治の弛廢の如く見えるとしても、その実はそれが時人の常識を越えない限り寧ろ地方行政の常道とせられてゐたものであり、此の常道を破り自己榮進の爲めに戸口の増括を強行する者が却つて酷吏と評された所以が自ら理解せられる。但し計帳の削減報告が容認せられた趣旨を生かして行く爲めには豪猾の隱漏を檢括し、貧弱の小民を見逃す可きである。所が実際にはそれが逆であつた。豪猾の檢括は彼等の反抗が強く、請托も行届いてゐたのに対し、貧弱がかかる力を有たなかつたからである。『文苑英華』卷四 所収の「申理冤屈判」に

或進退丁戸等色。多有請求。略或徵科賦役・差点兵防。無錢則貧弱先充。有貨則富強獲免。有邑豪強容其請造。或酒食交往。或妻子去還。假託恩威公行侵暴。凡如此。云云。

とあるは邑豪闊歩、貧民被徵の様を述べた一例である。又同じ貧弱の徒も豪民と結んだ者は免れ、然らざる者は括せられ勝ちであつた。『陳白玉文集』卷八 上蜀川安危事三条の

第二に

今諸州逃走戸有三万余。在蓬・渠・果・合・遂等州山林之中。

不屬州縣。土豪大族阿隱相容。徵斂駢役。中令州縣長官与使人設法大招此戶。中其三万戸租賦即可富國

とあるはその一例証である。かくて貧弱救済の趣旨から容認せられてゐた檢括の裕りは却つて豪猾の乗ずる隙となり、逆に貧弱はその穴埋めの負担を負はされてゐたのである。

これは流民対策の上からも重要な問題であつた。此の豪猾と結托するか、それとも断呼糾弾するかが酷吏と良吏とを別つ一要素とせられ、当時の史伝が豪猾彈圧を以て地方官の材を示す一証に充ててゐる所以が自ら理解せられる。北辺の軍備が強化せられ、それに対応して計帳戸口の激増した則天武后の頃から貧戸流民の問題が頓に喧しくなつてゐるのも、檢括の強化とそれが貧戸に皺寄せせられたためと見るを得よう。又玄宗の括戸徹底が河北方面に甚しかつたことは河北の戸口率が第二位から飛出て高率を以て天下第一位を示してゐることから察せられ、此の玄宗の河北に対する搾取強化の反撥が此の地を根拠とした安史の乱の活力と結びつけて考へられる。尚天宝以前に於ける大きな問題で戸口率の面から關聯的に説明の出来るものが少くないが省略する。最後に、中央に戸口削減の計帳を提出した州縣

が別に自家用のより詳細な簿帳を有してゐた理由であるが、これは中央からの臨時の重税たる差料差役や兵募の供出に應じ、又自己の行政費を裕かにし、併せて私腹培養に便する等のために州縣の含み財源を確保しておかんとしたものの様である。但しその詳考は紙幅の關係上、更めて補足することとする。

- ① 『重松教授古稀記念九大東洋史論叢』所収。
- ② 『旧唐書』卷三地理志、『新唐書』卷七地理志の各序文。但し『資治通鑑』卷二唐紀・景雲二年の条には時遣使按察十道。識者以山南所部闊遠。乃分為東西道。分隴右為河西道。
- とある。

④ 註①の論文参照。

⑤ 同前。

⑥ 『白氏長慶集』卷三所収。

⑦ 『樊川文集』卷一所収。

⑧ 『文苑英華』卷四所収。

⑨ 『社会経済史学』二一卷五・六合輯号所載の拙稿、「玄宗時代を中心として見たる唐代北支禾田地域の八・九兩等戸に就いて」より引載。

⑩ 『新唐書』地理志の数字による。

⑪ 例えば大曆四年の八等戸一、九等戸三、計四戸の口数は二七で、一戸平均約七口となる。

⑫ 『法制史研究』8所載の拙稿「唐代課丁の庸調免除と租庸免除」参照。

Latin Fathers and the medieval Christians regarded the Epitome of Trogus' work by Justinus as the most authoritative book of secular history. Thus Greek image of world-history has been naturally accepted by medieval and modern European historians.

Regional Study of Census-taking in the First Year of *Ta-t'ang-t'ien-pao* (大唐天宝)

by

Kaizaburō Hino

According to the census-taking in the first year of *t'ien-pao* (天宝) of *T'ang* (唐) (742), great difference can be found in the population rate by *Tao* (道) the highest administrative district, and greater difference by *Chou* (州); for example, the average of a *Chou* (州) came up to even 120 a house; this did not mean the greatness of a family but the incorrect investigation of the census by the tax-book which was made the political consideration by *Tao* (道) and *Chou* (州) authorities to adjust the difference of tax burden for each class, light to the rich and heavy to the poor.

More accurate *Tsi-chang* (籍帳) which the authorities of *Chou-hsüan* (州縣) made for their own use, to say nothing of *Chi-chang* (計帳), listed even far less than real population.

Administrative Structure of *Shu-han* (蜀漢)

by

Naosada Kano

Officials from *I-chou* (益州) could hardly be found in the higher officialdom in *Shu-han* (蜀漢) but those from *Chi-chou* (荊州) played a most active part in it. Most of officials, concerned with *Shang-shu* (尚書) as a core of *Shu-han* (蜀漢)'s political system, and especially the highest official, appointed to *Ch'eng-sian* (丞相), *Ta-se-ma* (大司馬) or *Ta-chiang-chun* (大將軍) with *Lu-shang-shu-shih* (錄尚書事) and *Ling-i-chou-tz'u-shih* (領益州刺史) were not natives; contrarily, most of natives from *I-chou* (益州) were appointed to subordinate country-officials whose surname just coincided with the list of great surname in *Hua-yang-kuo-chih* (華陽國志) compiled in the *Chin* (晉)